



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第501号 令和4年9月22日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
576	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
577	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
578	土地改良区を行う土地改良事業計画の変更を認可した件	農山漁村振興課

徳島県告示第五百七十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 新日本電工株式会社 徳島工場

住 所 阿南市橋町幸野六二―一

代表者 執行役員徳島工場長 西尾清明

2 工場又は事業場

名 称 新日本電工株式会社 徳島工場

所在地 阿南市橋町幸野六二―一

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号又の規定する廃ガス洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和四年九月二十二日から

令和四年十月十三日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

	できる時間帯		二箇所
	駐車場の自動	出入口の数	
	車の出入口	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和四年八月二十九日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課
- 2 縦覧の期間 令和四年九月二十二日から令和五年一月二十二日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
 - 郵便番号七七 八五七
 - 徳島市万代町一丁目一番地
 - 徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
 - 電話番号 八八 六二一 二三六七
- 2 意見書に記載すべき事項
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 意見の内容
 - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、土地改良区の行う土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年九月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

申請人	地区名	認可年月日
三俣土地改良区	三俣地区	令和四年九月七日